

平成 28 年 6 月 定例会（第 324 回）
6 月 21 日

子育て支援・少子化対策特別委員長の報告

[今井光子議員 報告](#)

↑（クリックで今井光子議員の報告へ移動）

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会における、これまでの調査
並びに審査の経過についてご報告

平成28年 6月 定例会（第324回）

平成二十八年

第三百二十四回定例奈良県議会会議録 第六号

六月

平成二十八年六月二十一日（火曜日）午後一時三分開議

出席議員（四十四名）

一番 亀田忠彦	二番 池田慎久
三番 猪奥美里	四番 山中益敏
五番 川口延良	六番 松本宗弘
七番 中川 崇	八番 佐藤光紀
九番 川田 裕	一〇番 井岡正徳
一一番 田中惟允	一二番 藤野良次
一三番 森山賀文	一四番 大国正博
一五番 岡 史朗	一六番 西川 均
一七番 小林照代	一八番 清水 勉
一九番 松尾勇臣	二〇番 阪口 保
二一番 上田 悟	二二番 中野雅史
二三番 安井宏一	二四番 田尻 匠
二五番 奥山博康	二六番 荻田義雄
二七番 岩田国夫	二八番 乾 浩之
二九番 太田 敦	三〇番 宮本次郎
三一番 和田恵治	三二番 山本進章
三三番 国中憲治	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 山村幸穂	四二番 今井光子
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

- 一、平成二十八年度議案、議第五十六号から議第七十三号及び報第一号から報第十九号並びに平成二十七年度議案、報第二十八号（常任委員長報告・採決）
- 一、収用委員会の委員の任命同意
- 一、議員提案の追加議案の上程及び同採決

一、特別委員長報告

一、意見書決議

一、議長の辞職及び同選挙

一、副議長の辞職及び同選挙

一、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任並びに特別委員会の委員長、副委員長の辞職及び同選任

一、特別委員会の委員の辞職及び同選任

一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

一、追加議案の上程と同採決

一、議員派遣の件

○議長（中村昭） これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後十二時まで延長します。

○議長（中村昭） この際、お諮りします。

議員提案の追加議案の上程及び同採決、意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、並びに特別委員会の委員長、副委員長の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、知事提案の追加議案の上程及び同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（中村昭） 次に、平成二十八年度議案、議第五十六号から議第七十三号及び報第一号から報第十九号並びに平成二十七年度議案、報第二十八号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。――三十七番粒谷友示議員。

◆三十七番（粒谷友示） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十六日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十日に委員会を開催し、付託されました議案十一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十八年度議案、議第六十三号及び報第十八号中「奈良県税条例等の一部を改正する条例」につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成二十八年度議案、議第五十六号、議第六十四号、議第六十六号中・当委員会所管分及び報第十八号中「産業

集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」並びに平成二十七年度議案、報第二十八号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成二十八年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号、報第十六号及び報第十九号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村昭） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――十七番小林照代議員。

◆十七番（小林照代） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十六日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十日に委員会を開催し、付託されました議案六件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十八年度議案、議第五十七号、議第五十八号及び議第七十二号につきましては、委員からの反対意見の表明もなく、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十八年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第五号及び報第十七号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村昭） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十六日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月十七日に委員会を開催し、付託されました議案十一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十八年度議案、議第六十九号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成二十八年度議案、議第六十号、議第六十六号中・当委員会所管分、議第六十七号及び議第七十号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十八年度議案、報第一号中・当委員会所管分及び報第八号から報第十二号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村昭） 次に、建設委員長の報告を求めます。――二十七番岩田国夫議員。

◆二十七番（岩田国夫） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十六日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月十七日に委員会を開催し、付託されました議案十三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十八年度議案、議第六十五号、議第六十八号及び議第七十一号につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第六十一号、議第六十六号中・当委員会所管分及び議第七十三号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十八年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第三号、報第十三号から報第十五号及び報第十九号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村昭） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――二十番阪口保議員。

◆二十番（阪口保） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十六日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月十七日に委員会を開催し、付託されました議案五件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成二十八年度議案、議第五十九号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成二十八年度議案、議第六十二号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成二十八年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第六号及び報第七号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十八条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村昭） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、二十九番太田敦議員に発言を許します。――二十九番太田敦議員。

◆二十九番（太田敦） （登壇）日本共産党を代表して、提出された議案への討論を行います。

まず、議第五十七号、議第五十八号は認定こども園の規制緩和で、早朝や夜間、保育士免許のない人を認めることは保育士の専門性を低下させ、親も子どもも安心して利用できなくなるため反対をいたします。

議第五十九号、旅館業法施行条例の一部を改正する条例は、フロントの設置を義務づけないなど宿泊者や近隣住民の安全が守られないことが予想されるため反対です。

議第六十三号は、地方への新しい人の流れをつくることを目的に、企業の本社機能移転等に対する税制優遇措置を設けるものでありますが、税制面への支援で企業の地方移転が続出するとは考えられません。地方の中小企業とそこに働く人への支援を強めてこそ、地方再生と活性化につながります。しかも政府の総合戦略は、本社機能の移転等と一体に、政府の方針として地域限定正社員の普及拡大を目標にしています。今、必要なのは安定した良質の雇用としての正規雇用の拡大であります。地方創生を労働条件の格差拡大、雇用の流動化に利用することは許されません。

議第六十五号、議第六十八号、議第七十一号は、コンベンションセンターの条例や事業に係る契約の締結及び管理者の指定にかかわるものであります。県は県営プールの跡地に、ホテルを核としたまちづくりで、賑わいと交流をつくり出すとしています。まちづくりは本来、住民主体で進めるものですが、県が主体となってホテル誘致のために、その周辺をコンベンション施設、多目的広場、駐車場、バスターミナルなど一体的に施設を建設する

計画です。事業費は、施設の設計、建設にあわせて維持管理、運営を含め、約二百二十億円が使われます。県民の暮らしの実態からはとても理解できず、県民の暮らしに役立つとは考えられません。また、このような大規模プロジェクトの入札がたった一社しかなく、競争原理が働かず適正な評価という観点からも不透明で正当性が疑問視されており、認めるわけにはいきません。

議第六十九号の権利放棄は、県が五千万円出資して五億円のファンドをつくり、京都のファンドに運営を任せて十年の期間で解散、約三千五百七十一万円を放棄するものであります。中には一円の返済もないものが二社、二百九十四円の返済が一社あり、この間、県はお金を出したままで役割を果たしてこなかったため反対です。汗水流して働いている県内企業こそ、しっかり応援するべきであります。

議第七十二号は、紹介状がなければ県立医科大学付属病院の初診料が三千円から五千円にふえ、受診抑制につながることから反対をいたします。

報第十八号のうち、奈良県税条例の一部を改正する条例については外形標準課税を拡大するものであり、赤字企業への負担拡大となるので反対です。

その他の議案には賛成をいたします。

以上が日本共産党の議案に対する意見でございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中村昭） 次に、九番川田裕議員に発言を許します。――九番川田裕議員。

◆九番（川田裕） （登壇）九番川田でございます。議第六十九号、権利放棄について、反対討論を行います。

本議案は、平成十七年二月、財団法人奈良県中小企業支援センターに対し、金五千万円の出資金の貸し出しのために行われたものであります。財団法人奈良県中小企業支援センターは、ファンドへの出資を行い、その結果、七割の損失が生じ、奈良県から貸し出した五千万円の県民の税金は、県民のための福祉の向上に役立つことなく費消してしまいました。内容を見ると、奈良県は、財団法人奈良県中小企業支援センターと契約を交わしており、財団法人がファンドを行う組合に出資を行い、利益が出た場合に限り、返済を行う旨の契約条項が設けられ、まして損失が発生した場合、返済金を免除するという内容まで設けられている投機的性格の強い内容であることが発覚いたしました。

これらの契約内容は、奈良県議会の議決を得たものではなく、当時の知事がみずからの責任と判断により行われたものであります。確かに予算決議は行われておりますが、地方自治法には貸し出しに関する規定は設けられておらず、条例において貸し出しに対する制限を設ける規定も制定せず、単体議決も行っておらず、首長のみずからの責任と判断において行われた事件であることも発覚いたしました。

さらに、権利放棄の審議が行われた経済労働委員会では、権利放棄を行うにおいて法的な検証は一切行われず、合理的な判断が行われなまま採決が行われ、権利放棄の可決が行われたものであります。これは、普通地方公共団体の財務会計行為の適正さを確保するための住民の間接的な民主的統制の制度であり、地方公共団体の長などの執行機関に対し

て、その故意または過失により行われた違法不当な財務会計行為と相当因果関係のある地方公共団体の損害につき、妥当性の検証を行うものであります。よって、地方公共団体の財務会計行為の適否等の審査を回避し、制度の機能を否定する目的で結論が出されたという例外的な場合には、そのような議会の裁量権の行使は議会制度の趣旨を没却するものであり、放棄等の議決は違法となるものと言えます。これは、平成二十四年四月に最高裁判所から示された地方自治法第九十六条権利放棄差し戻し事件にも、同様の意見がなされております。

よって、財務会計上の適否等の審査も十分に行われず、県民の損害に対する権利放棄を行った同議案に対する判断は、違法不当であり、反対するものであります。

議員諸侯におかれましては、議会がなぜ存在するのかの本旨に立ち返り、反対に賛同いただきますようお願い申し上げ、反対討論といたします。

以上、ご清聴ありがとうございます。

○議長（中村昭） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、平成二十八年度議案、議第六十九号について、起立により採決します。

平成二十八年度議案、議第六十九号について、経済労働委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成二十八年度議案、議第六十九号については、経済労働委員長報告どおり決しました。

次に、平成二十八年度議案、議第五十七号から議第五十九号、議第六十三号、議第六十五号、議第六十八号、議第七十一号及び議第七十二号について、起立により採決します。

以上の議案については、各常任委員長報告どおりそれぞれ決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成二十八年度議案、議第五十七号から議第五十九号、議第六十三号、議第六十五号、議第六十八号、議第七十一号及び議第七十二号については、各常任委員長報告どおり決しました。

次に、平成二十八年度議案、報第十八号中「奈良県税条例等の一部を改正する条例」について、起立により採決します。

平成二十八年度議案、報第十八号中「奈良県税条例等の一部を改正する条例」について、総務警察委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成二十八年度議案、報第十八号中「奈良県税条例等の一部を改正する条例」については、総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成二十八年度議案、報第十八号のうち、残余の「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、総務警察委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成二十八年度議案、議第五十六号、議第六十号から議第六十二号、議第六十四号、議第六十六号、議第六十七号、議第七十号、議第七十三号、報第一号から報第十七号、報第十九号及び平成二十七年度議案、報第二十八号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりそれぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（中村昭） 次に、平成二十八年度議案、議第七十四号を議題とします。

議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

議第七十四号「収用委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（中村昭） 次に、三十二番山本進章議員ほか九名から、平成二十八年度議案、議第七十五号「奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例」についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

お諮りします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

議第七十五号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（中村昭） 次に、特別委員会における調査並びに審査の経過について、各特別委員長の中間報告を求めます。

初めに、エネルギー政策推進特別委員長の報告を求めます。――二十五番奥山博康議員。

◆二十五番（奥山博康） （登壇）エネルギー政策推進特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、エネルギー政策の推進に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

この間、平成二十五年三月に策定された奈良県エネルギービジョンの計画期間が平成二十七年度で終了し、新たに平成二十八年度から平成三十九年度までの三カ年を計画期間とする、第二次奈良県エネルギービジョンが策定され、目指す方向が定められたところです。

まず、初度委員会においては、エネルギー政策を推進することにより、南部・東部地域をはじめとする地域振興につなげるような取り組みについて議論を行いました。また、電気自動車の急速充電器及び普通充電器の県内設置状況について質疑があり、充電器の設置拡大への要望がなされました。さらに、再生可能エネルギーの普及拡大に資する県の取り組みを市町村や県民に広げるような政策を推進するよう要望がありました。

次に、七月三十一日には県内調査として、農業施設を活用した小水力発電を行っている山添村上津ダム、災害時に電気自動車を使ってメガソーラー発電所の電気を避難所へ運び供給する全国初の電力供給システムを確立している近鉄花吉野ソーラー発電所及び大淀町公民館花吉野ガーデンヒルズ第二分館についての調査を行ったところです。

次に、九月定例会においては、電気自動車急速充電器の設置拡大への取り組みについて、市町村との連携を深めて、公共施設への導入をさらに促進されたいとの要望がありました。また、エネルギーを活用した地域振興の推進の観点から、木質バイオマス発電所の稼働により創出される雇用等について議論を行いました。さらには、県南部地域で生じている、再生可能エネルギー等の新たな発電施設の送電網への接続制約について、奈良県としてもその対応を考えていくべきではないかとの意見がありました。

次に、十二月定例会においては、多様なエネルギー利活用の推進の観点から、水素ステーションの導入に向けて、事業者と連携して具体的な展望を持って取り組まれないとの要望がありました。また、エネルギーの実情について見識を深めることを目的とした勉強会開催の提案がありました。

これを受けて、一月二十二日には、県内のエネルギー事業者を招き、防災と省エネルギーの視点から、奈良県におけるエネルギーの現状について、説明を受けるとともに、県内調査として、県内初の本質バイオマスを利用した発電所である株式会社クリーンエナジー奈良・吉野発電所についての調査を行ったところです。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として来年度当初予算案の説明、奈良県エネルギービジョンの推進についての報告並びに第二次奈良県エネルギービジョンの策定についての説明を受けるとともに、再生可能エネルギー等導入推進事業についての質疑をはじめ、昨年度実施されていた県庁周辺分散型エネルギーインフラ推進事業の検討結果や今年度の新規事業である小型風力発電導入可能性研究事業について詳細の議論を行いました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点について、さらに要望するものであります。

- 一 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入による雇用や新たな産業の創出など、地域振興につなげる取り組みをされたいこと。
- 一 大規模災害発生に備え、公共施設等の防災拠点において安定したエネルギーの確保ができるよう、市町村との連携を深め、地域の取り組みを支援されたいこと。
- 一 水素ステーションの導入可能性や、エネルギーの地産地消の検討など、多様なエネルギーの高度利活用の取り組みを進められたいこと。
- 一 多様なエネルギーの利活用についての理解を促進するため、県民等への広報・啓発に積極的に取り組まれたいこと。
- 一 エネルギー需要を抑制し、将来にわたるエネルギー供給の持続性を維持するため、省エネ・節電スタイルの推進への取り組みを継続し、市町村への働きかけ、事業所への支援や、県民への啓発をされたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、エネルギー政策の推進に当たり、奈良の特性を生かした再生可能エネルギー等多様なエネルギーの普及、省エネ・節電に関する取り組み及び地域振興や緊急対策へのエネルギーの利活用に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（中村昭） 次に、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。――二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） （登壇）観光振興対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、歴史とにぎわい創出による観光振興に関することについて、県内及び県外の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、記紀・万葉プロジェクトに関して、事業による地域振興への影響の評価と課題の把握が必要であるとの指摘がされるとともに、観光立県として来訪者の満足度の向上を図る取り組みが必要であるとの要望がありました。また、にぎわい交流の拠点整備に関して、県営プール跡地活用プロジェクトの経済波及効果や奈良公園周辺整備についての質疑が行われました。

次に、県内調査として、にぎわい交流の拠点整備に関して、馬見丘陵公園の取り組みについて調査し、また、田原本町の唐古・鍵遺跡の文化資源を活用した取り組みや、記紀・万葉ゆかりの奈良文化財研究所藤原宮跡資料室についての現地調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、奈良公園周辺における外国人観光客に対する観光案内の充実や奈良県猿沢インにおける県内の魅力の情報発信、日本文化体験のあり方についての質疑が行われ、観光オフシーズン対策として実施される冬季誘客イベントの実施方法等について、事業の効果が各地域につながる取り組みとなるよう要望がありました。さらに、県営プール跡地におけるコンベンション施設等の整備に関して、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、周知期間等を考慮し、よりよい状態で開業できるよう整備を進められたいとの要望がありました。

次に、十二月定例会においては、記紀・万葉プロジェクトの主な舞台となる中南和地域への観光客数の増加を図る取り組みや奈良公園周辺における交通渋滞の緩和や環境・景観に配慮した施設整備についての質疑が行われ、県内の宿泊施設に関して、量的な充実だけではなく、稼働率の低い旅館や簡易宿所について質的な充実を図るための支援が必要であるとの要望がありました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案の次年度当初予算案の説明を受け、冬季誘客イベントの実施について活発な議論が行われ、継続実施に当たっては、第一回の実施結果を検証した上、家族等幅広い年齢層を対象に、再度来訪を促すものとなるよう検討されたいとの要望がありました。また、(仮称)登大路バスターミナル等の奈良公園周辺整備に関しては、眺望景観及び周辺とのつながりである広域的な景観への影響について丁寧な検証が必要であるとの指摘がされました。さらに、中南和地域における周遊型観光の推進のほか、各般にわたり活発な議論が交わされました。

次に、県外調査として、古事記・日本書紀にゆかりが深く、また、本県と連携した取り組みを行う宮崎県における記紀編さん一三〇〇年記念事業に関する取り組みや成果、並びに、宮崎県高千穂町における神話と伝説による観光振興の取り組み状況について調査するとともに、神話ゆかりの地の現地調査を行ったところであります。

以上のような経緯を踏まえ、以下三点について、さらに要望するものであります。

一 記紀・万葉プロジェクト事業について、奈良県が国の始まりの地であることを国内外に向けて積極的に情報発信を行うとともに、事業効果が県内各地の地域振興につながる取り組みを展開されたいこと。

一 二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック開催を好機と捉え、県内宿泊施設の量的及び質的な充実を図るとともに、宿泊客の増加に向けた取り組みに努められたいこと。

一 奈良公園周辺整備に関して、Wi-Fi利用環境の認知度を高めるとともに、利用状況等の情報を活用した誘客増加を図る取り組みについて検討されたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、歴史とにぎわい創出による観光振興として、記紀・万葉プロジェクトとにぎわい交流の拠点整備の推進に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（中村昭） 次に、少子化対策・女性の活躍促進特別委員長の報告を求めます。一四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） （登壇）少子化対策・女性の活躍促進特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、少子化対策、子育て支援、女性の活躍促進及び若者の就労支援に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、主要施策の概要、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン及び女性の社会参加に関する意識調査報告の概要について説明を受けました。女性の雇用促進や、合計特殊出生率の低下への対応、保育士人材バンク、児童虐待についてなどの質疑が行われ、出産後に退職をしても子育て後に再就職できるよう、公共職業安定所や企業とさらなる協力体制を構築すること、休業補償を充実することを求めていくとの議論が交わされました。

次に、七月二十七日には県内調査として、子育て世帯の負担を軽減するような施策を実施し、地域子育て支援センターを設置することなどにより、県内で合計特殊出生率が上昇している斑鳩町の子育て支援事業の取り組みや、保育士、看護師、医師、栄養士の専門の力によって保育と看護を行い、保護者が仕事を休めないときの強い味方となっている土庫こども診療所病児保育園ぞうさんのおうちの取り組み、臨床心理士によるカウンセリング・発達相談を実施し、母親の心身の健康を支援する香芝市保健センター心の相談室の取り組みについての調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、提出予定議案の他、奈良県の子どもを取り巻く貧困の実態及び女性が輝く奈良県づくりについて説明を受けました。子どもの貧困対策、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用、保育所待機児童対策と保育士確保対策、放課後児童対策推進委員会の現状、児童相談所全国共通ダイヤル一八九の周知と子どもが避難できる居場所などの質疑が行われ、若者の未婚・晩婚対策として、経済的安定を図り、結婚を希望する若者を積極的に支援していくことが必要であるとの要望がありました。

次に、十一月十日には県内調査として、特別支援担当の保育士により早期の段階から適切な支援を行う三宅幼児園の療育教室の取り組みや、作業療法士が施設に訪問し、発達障

害児の特性にあった支援方法を指導、助言する奈良県障害者総合支援センターの子ども地域支援事業の取り組みについての調査を行ったところであります。

次に、十二月定例会においては、提出予定議案の他、女性の輝き・活躍促進大綱二〇一五案の検討状況について報告を受けるとともに、障害児保育の充実、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用、児童養護施設の入所年齢緩和、保育料の軽減などの質疑が行われました。また、委員間討議では、何をもって女性の活躍とするのかが議論され、女性の管理職登用だけでなく、働く母親が仕事を続けられる環境をつくっていくこと、また、仕事をしていない女性がスキルアップする支援が重要であると確認されました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として平成二十八年度当初予算案、経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画案、女性の輝き・活躍促進計画案について報告を受けました。続いて、児童虐待防止対策、子ども・子育て支援新制度本格施行後の奈良県の現状、県内就労の促進などの質疑が行われました。また待機児童の解消のために、潜在保育士の活用、新たな保育士の育成、就職中の保育士の離職防止対策など、保育士を確保できるよう活発な議論が交わされ、公立保育所における保育士の同一労働・同一賃金の問題については、待機児童対策市町村連絡会議にて市町村の実態について確認が行われることとなりました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点について、さらに要望するものであります。

一 少子化の背景には、十五歳から三十四歳までの若年者の五人に二人が非正規雇用、年間就業日数二百日以上雇用者のうち週間就業時間六十時間以上の者の割合が全国平均より高いことに加え、過疎化や全国一の核家族化などにより経済的、社会的、精神的に子育ての負担が大ききなど、多岐にわたる構造的な問題が存在しているため、長期的な計画に基づき、効果があらわれる施策を年々積み上げることが大切であることから、今後も継続して少子化対策に努められたいこと。また、少子化対策を市町村が主体的に取り組むように働きかけられたいこと。

一 女性が活躍できるよう、社会全体で応援する機運を高められたいこと。県内の女性の就労率は全国ワーストワンで、パート労働者が多い現状にあるので、非正規雇用の待遇改善施策を充実されたいこと。

一 親も子も安心して保育が受けられるために、市町村の実情に応じて保育所待機児童を解消できるよう支援されたいこと。また、保育士の求人が求職者を上回っている状況を踏まえ、保育士人材バンクによるマッチングの推進とマッチング以降のフォローも行われたいこと。保育士の質の向上は大切であり、今後も保育士に対する研修を継続させるほか、保育職場の臨時職員の処遇改善及び給与引き上げなどができるよう努められたいこと。

一 県内においても児童虐待が多発していることから、子どもの命を守ることを最優先し防止するための必要な支援をさらに拡充し、虐待を受けた児童に対し、将来健全な生活を

営めるよう心身のケアをさまざまな手段でされたいこと。また、児童虐待を早期に発見し、適切な対応ができるよう体制強化に努められたいこと。

一 子どもの貧困対策の検討にあたっては、当事者本人や支援団体の意見を聞き、実情に応じた施策をされたいこと。また、就学援助については、対象者に十分情報が届き、利用が促進されるように配慮されたいこと。

なお、県では平成二十八年度主要プロジェクトとして、少子化対策・女性の活躍促進の目標などを掲げていることから、今後も、少子化対策、子育て支援、女性の活躍促進及び若者の就労支援について、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（中村昭） 次に、病院を核としたまちづくり推進特別委員長の報告を求めます。

――十三番森山賀文議員。

◆十三番（森山賀文） （登壇）病院を核としたまちづくり推進特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、県立医科大学附属病院の周辺整備に関する事、新奈良県総合医療センター等の周辺整備に関する事について、県内外の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、県立医科大学附属病院、新奈良県総合医療センター及び奈良県総合医療センター跡地を中心としたまちづくりについての進捗状況を確認し、近鉄西ノ京駅から新奈良県総合医療センターへの交通アクセスの整備や歩行者の安全確保については、迅速な対応をされたいとの要望がありました。

さらに、西の京県有地活用事業、奈良県総合医療センター跡地活用プロジェクトなどに関し、議論が交わされました。

また、県内調査として、若者から高齢者まで多世代を支える病院と連携したまちづくりを実現している大阪府の桃坂コンフォガーデンについて調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、奈良県総合医療センター跡地、平松地区は地域包括ケアシステムのモデル地区であり、地域包括ケアにかかる実際の活動については、奈良市が実施主体となるため、奈良市が主体的に取り組んでいく形を進められたいとの要望がありました。

また、県立医科大学附属病院周辺のまちづくりにおける新駅構想については、橿原市や地元、関係団体としっかり調整を図られたいとの要望がありました。

さらに、奈良県総合医療センター跡地の土壌汚染調査や医療施設等の整備、県立医科大学の臨床医学研究棟の移転などに関し、議論が交わされました。

次に、十二月定例会においては、患者の新奈良県総合医療センターへの利便性を第一に考え、近鉄奈良線からのバス路線を確保されたいとの要望がありました。

また、新奈良県総合医療センターの職員の体制について、医師と看護師の数が相当ふえることから、環境整備を考えられたいとの要望がありました。

さらに、西の京県有地活用事業における施設整備や選定審査委員会の委員構成、奈良県総合医療センター跡地活用に関する住民との意見交換、新奈良県総合医療センターへのアクセス道路などに関し、議論が交わされました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として来年度当初予算案の説明を受け、さらに、ドクターヘリの導入によるまちづくりに与える影響や効果についての質疑が行われ、飛行ルートや周辺における騒音等、安全性について周辺住民に説明し、理解を得られたいとの要望がありました。

さらに、奈良県総合医療センター跡地について、避難場所としての活用、交通環境の整備についての質疑が行われ、地域包括ケアシステムについては見える形で他地域へ展開されたいとの要望があるなど、活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点についてさらに要望するものであります。

- 一 新病院へのアクセスについて、歩行者等の安全及び公共交通機関を利用する患者の利便性の確保に努められたいこと。
- 一 西の京県有地の活用にあたっては、地元住民と十分な調整を行い、周辺地域と調和のとれたまちづくりの実現に努められたいこと。
- 一 奈良県総合医療センター跡地、平松地区をモデル地区として実施される地域包括ケアシステムについて、奈良市が主体的に取り組むよう努められたいこと。
- 一 病院跡地の土壌汚染について事前にリスク検討を行い、移転後の土地活用を計画的に進めるよう努められたいこと。
- 一 県立医科大学附属病院周辺のまちづくりにおける新駅構想については、地元住民、橿原市及び関係団体等と十分な協議を行った上で、まちづくりの整備に努められたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、病院を核としたまちづくりの推進に当たり、県立医科大学附属病院の周辺整備に関すること、新奈良県総合医療センター等の周辺整備に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（中村昭） 次に、南部・東部地域振興対策特別委員長の報告を求めます。――四十四番川口正志議員。

◆四十四番（川口正志） （登壇）南部・東部地域振興対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、南部・東部地域の振興に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

平成二十三年九月に県南部地域を中心に発生した紀伊半島大水害からの集中復旧・復興期間が平成二十六年末に終了し、地域振興へとステージを移した南部振興基本計画及び東部振興基本計画が平成二十七年三月に策定されました。両計画の達成に向けた取り組みが進められており、その内容の報告を受けているところです。

まず、初度委員会においては、地域振興策、林業振興策、道路の基盤整備等の主要な施策の概要について説明を受け、十津川村から産出される木材のブランド化を図るとともに、販路の開拓を進めるようにとの要望がありました。

次に、八月五日には県内調査として、株式会社クリーンエナジー奈良での木質バイオマス発電事業を通じた林業の活性化について、そして、下市木工舎 市 i c h i では吉野杉を活用した家具づくりによる地域おこしについて、とりわけ、南部地域の振興を図る施策の調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、提出予定議案の他、奈良県過疎地域自立促進方針等の策定にかかる説明を受けるとともに、土砂災害地域防災マップづくりガイドライン等を活用した災害時の避難方法の検討、道路整備の積極的な推進、落石による道路災害の未然防止などの質疑が行われ、奈良県過疎地域自立促進方針の策定にあたっては、関係市町村との緊密な連携を図るよう要望されました。

次に、十二月定例会においては、提出予定議案の説明を受けるとともに、南部・東部地域における観光客・宿泊者数の増加に向けた取り組み、鳥獣被害対策などについての質疑が行われました。

引き続き、委員間討議では、南部・東部地域における特色ある食と宿泊施設等にかかる情報発信について議論を行いました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案の次年度当初予算案をはじめ、南部・東部地域の振興に係る取り組み状況などの報告を受けるとともに、路線バス運賃キャッシュバックキャンペーンの効果、次年度の新規事業の安心して暮らし続ける奥大和生活支援事業の実施内容、観光資源となる地域資源の発見と創出に係る取り組み内容など、各般にわたり活発な議論が交わされました。

引き続き、委員間討議では、南部地域から産出される木材のブランド化や販路拡大、南部・東部地域における更なる宿泊客の誘客について議論を行いました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、四点について、さらに要望するものであります。

一 南部・東部地域の宿泊観光客を増加させるため、ホテルや旅館などの業態にとらわれることなく、宿泊施設へのきめ細やかな支援に取り組まれないこと。

また、特色ある郷土料理や宿泊施設に関する情報発信とともに、観光資源となる地域の魅力の創出に引き続き努められないこと。

一 南部・東部地域における道路整備は鋭意進められているものの、おこなわれていることは否めない状況であることから、国への積極的な働きかけを行い、整備の促進を図られたいこと。

一 土砂災害地域防災マップづくりガイドライン及び奈良県深層崩壊マップを活用し積極的な災害防除が図られるよう、引き続き関係市町村と連携・協力の推進に努められたいこと。

また、落石による道路災害を未然に防止するため、積極的な道路の点検に努められたこと。

一 獣害対策の実施にあたっては、ニホンジカやイノシシの生息頭数の適正化の実現に向けて、効果的な捕獲を行うとともに、農地への侵入防止柵の設置に当たり、特段の配慮をされたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、南部・東部地域の振興に当たり、南部振興基本計画及び東部振興基本計画に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（中村昭） 次に、三十三番国中憲治議員より、意見書第六号、北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、国中憲治議員に趣旨弁明を求めます。――三十三番国中憲治議員。

◆三十三番（国中憲治） （登壇）意見書第六号、北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第六号

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書（案）

北朝鮮による核実験と人工衛星の打上げと称する弾道ミサイルの発射が強行された。

これらの度重なる暴挙は、北東アジア地域と国際社会の平和と安全を著しく損なう挑発行為であり、断じて容認することはできない。

政府は今回、新たな制裁措置として、再入国禁止の対象を核・ミサイル技術者に拡大したほか、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止などの日本独自の制裁措置を決定したところ、北朝鮮はストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者らに関する再調査の全面的な中止と特別調査委員会の解体を表明した。

これまでも北朝鮮は調査報告を全く実行してこなかったが、今こそ政府はあらゆる方策を講じて拉致被害者全員の帰国を実現させなければならない。また、日本独自の制裁措置を具体的な成果につなげるよう、厳しい態度を持って実行に移さなければならない。

よって国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、さらなる強い制裁を含むあらゆる手段を講じて日本人拉致問題の完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年六月二十一日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（中村昭） 七番中川崇議員。

◆七番（中川崇） ただいま国中憲治議員から提案されました意見書第六号、北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（中村昭） 十六番西川均議員。

◆十六番（西川均） ただいま国中憲治議員から提案されました意見書第六号、北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（中村昭） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、三十三番国中憲治議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（中村昭） 次に、四十一番山村幸穂議員より、意見書第七号、奈良少年刑務所の洋風建造物を重要文化財に指定し存続することを求める意見書決議方の動議が提出されたので、山村幸穂議員に趣旨弁明を求めます。――四十一番山村幸穂議員。

◆四十一番（山村幸穂） （登壇）意見書第七号、奈良少年刑務所の洋風建造物を重要文化財に指定し存続することを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

△意見書第七号

奈良少年刑務所の洋風建造物を重要文化財に指定し存続することを求める意見書（案）

奈良少年刑務所の建造物は一九〇八年（明治四十一年）に奈良監獄として建てられた。これは明治時代、国が監獄施設の近代化をめざして建てた全国の「五大監獄」（奈良、千葉、長崎、鹿児島、金沢）の一つで、施設がほぼ完存しているのは奈良少年刑務所だけである。

同建造物は洋風の重厚な造りが特徴で、使用されたレンガはすべて当時の受刑者が木津川のほとりのレンガ工場で焼いた「手作りレンガ」といわれており、独特の風合いがある。奈良県教育委員会が二〇一四年にまとめた「奈良県近代化遺産総合調査報告書」によると、「明治大正期の監獄建築が次々と更新されて姿を変え、保存される場合でも一部分に留まる中、当建築だけが竣工時の様態をよく残している。日本の近代化の一側面を示す遺構として貴重である」と評価されている。

奈良少年刑務所が毎年九月に実施している「矯正展」には市内外から多くの人々が参加しており、その折に由緒ある建造物へ関心と注目が集まっている。また、同建造物が立地する奈良市般若寺町は、一級の文化遺産や建造物、歴史と自然が融合した魅力ある地域で

あり、「きたまち」の愛称で親しまれ、地元住民が行政とともに地域の活性化や観光地としての魅力創出に取り組んでいる地域でもある。

政府におかれては、同建造物を重要文化財として指定し、存続することを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年六月二十一日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（中村昭） 十番井岡正徳議員。

◆十番（井岡正徳） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第七号、奈良少年刑務所の洋風建造物を重要文化財に指定し存続することを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（中村昭） 十四番大国正博議員。

◆十四番（大国正博） ただいま山村幸穂議員から提案されました意見書第七号、奈良少年刑務所の洋風建造物を重要文化財に指定し存続することを求める意見書（案）に賛成します。

○議長（中村昭） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、四十一番山村幸穂議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（中村昭） 次に、三十一番和田恵治議員より、意見書第八号、沖縄県での米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、和田恵治議員に趣旨弁明を求めます。――三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治） （登壇）意見書第八号、沖縄県での米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第八号

沖縄県での米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書（案）

本年四月二十八日から行方不明となっていた沖縄県うるま市在住の二十歳の女性社員が五月十九日に遺体となって発見され、元米海兵隊員で米軍属の男が死体遺棄容疑で逮捕された。その後、容疑者は暴行と殺害についても供述しているとされ、女性の御両親は「一人娘は、私たちにとってかけがえのない宝物でした」「今はいつ癒えるのかも分からない悲

しみとやり場のない憤りで胸が張り裂けんばかりに痛んでいます」と沈痛な心境をあらわされたと報道で伝えられている。

再び痛ましい事件が惹起された。本年三月には那覇市で女性観光客が米軍兵士によって暴行される事件が起こったばかりである。

一九九五年に米兵三人が少女を拉致して集団暴行するという事件が発生し、沖縄県民の怒りが爆発して全県的な抗議集会が行われた。日米両政府は事件・事故が起こるたびに「綱紀粛正」「再発防止」を繰り返してきたにもかかわらず、あれから二十年、何も変わっていないと沖縄県民は憤りをあらわにしている。私たちは、今なお沖縄県民が米軍と米軍基地に対する不安と恐怖のもとで生活していることに思いを馳せなければならない。

よって、国におかれては、当該事件の御遺族並びに沖縄県民の心情を重く受けとめ、次の事項について実行されるよう強く求めるものである。

- 一 日米両政府は被害者家族などへの謝罪を行うこと。
- 二 真実を究明し、加害者が厳正に処罰されること。
- 三 今までの「綱紀粛正」「再発防止」では、もはや解決できない。日米両政府は、沖縄県民が納得できる抜本的解決策を示すこと。
- 四 沖縄県に七十四%の米軍基地が集中していることに根本的な原因があることに鑑み、その解決を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年六月二十一日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（中村昭） 八番佐藤光紀議員。

◆八番（佐藤光紀） ただいま和田恵治議員から提案されました意見書第八号、沖縄県での米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（中村昭） 二十九番太田敦議員。

◆二十九番（太田敦） ただいま和田恵治議員から提案されました意見書第八号、沖縄県での米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（中村昭） ただいまの動議は、正規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第八号については、三十一番和田恵治議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（中村昭） 次に、二十四番田尻匠議員より、意見書第九号、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置等を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、田尻匠議員に趣旨弁明を求めます。――二十四番田尻匠議員。

◆二十四番（田尻匠） （登壇）意見書第九号、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置等を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第九号

性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置等を求める意見書（案）

性犯罪、性暴力被害者にあつては、被害者の個人の尊厳が害され、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等重大で深刻な被害が生じます。同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎません。

性犯罪、性暴力被害の特殊性、深刻性に鑑み、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターを各都道府県に最低一箇所は設置し、被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受けることができるようにすべきです。

よって本議会は、政府に対し、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置の支援を含め、次の事項を含む施策の早急な実施を要望します。

一 性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置を都道府県に義務付けることを内容とする法律を早急に制定すること。

二 二十四時間体制のワンストップ支援センター設置や全国共通番号の相談電話窓口の設置など性犯罪等被害者支援のための施策を総合的に策定し、必要な財政上等の措置を講ずること。

三 ワンストップ支援センターへの援助などを定める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。

四 三の基本計画の策定をはじめ関連する施策の立案においては、性犯罪等被害者、その支援者などがその立案過程に参加し実態に即した形で行われるようにすること。

五 都道府県による性犯罪等被害者支援計画の策定を支援すること。

六 性犯罪等被害者の状況、政府が講じた性犯罪等被害者支援施策の実施の状況に関する報告書を公表すること。

七 ワンストップ支援センターに対する財政上の援助など支援体制を整備すること。

八 刑法強姦罪の適切な見直しを行うとともに、刑事手続きにおける被害者の負担を可能な限り軽減する方策、未成年者に対する性犯罪に係る公訴時効について検討を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年六月二十一日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（中村昭） 五番川口延良議員。

◆五番（川口延良） ただいま田尻匠議員から提案されました意見書第九号、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置等を求める意見書(案)に賛成いたします。

○議長（中村昭） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ただいま田尻匠議員から提案されました意見書第九号、性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの設置等を求める意見書(案)に賛成します。

○議長（中村昭） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第九号については、二十四番田尻匠議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（中村昭） 次に、四番山中益敏議員より、意見書第十号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書決議方の動議が提出されましたので、山中益敏議員に趣旨弁明を求めます。――四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏） （登壇）意見書第十号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第十号

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）

平成二十七年六月三十日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。また、財務省は、「当面の社会保障制度改革の基本的な考え方」として、「福祉用具」に加え、「住宅改修」の見直しも盛り込んでいます。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から再検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年六月二十一日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（中村昭） 三番猪奥美里議員。

◆三番（猪奥美里） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第十号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）に賛成します。

○議長（中村昭） 四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第十号、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（中村昭） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十号については、四番山中益敏議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（中村昭） しばらく休憩します。

△午後二時三十四分休憩

△午後四時四十四分再開

○議長（中村昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により副議長と交代します。

（副議長山本進章、議長中村昭にかわり議長席に着く）

○副議長（山本進章） 次に、四十番中村昭議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

四十番中村昭議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○副議長（山本進章） ご異議がないものと認めます。

よって、四十番中村昭議員の議長辞職は許可することに決しました。

次に、中村昭議員のご挨拶があります。

◆四十番（中村昭） （登壇）議長を辞任するに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

私、去年の五月臨時県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙により、議長の要職につかせていただきました。この間、議員の皆様方をはじめ理事者の皆様方の温かいご支援、ご協力を賜り、微力ではございましたが、その大任を果たすことができましたこと、厚く御礼申し上げます。

今後とも、県勢発展のため努力してまいりたいと存じますので、これまで同様ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが、辞任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本進章） ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十四人であります。

次に、投票点検のため、

二番 池田慎久議員

十六番 西川 均議員

二十番 阪口 保議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

（立会人投票）

次に、一番亀田忠彦議員から、順次ご投票願います。

（各議員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

（投票点検）

投票人員四十四人、投票総数四十四票、符合しております。

開票します。

（開票）

開票の結果を報告します。

投票総数四十四票、有効投票四十四票、白票〇票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

川口正志議員 二十三票

安井宏一議員 十六票

山村幸穂議員 五票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、川口正志議員が議長に当選されました。

これをもって議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

次に、ただいまご当選の川口正志議員から就任のご挨拶があります。

◆四十四番（川口正志）（登壇）議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、多数の議員各位のご支持により、議長に選出いただき、誠に光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

このうえは、微力ではございますが、県政の進展と円滑な議会運営のため、最善の努力をしてまいる所存でございます。議員の皆様並びに知事をはじめ理事者の皆様方には、何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。（拍手）

（議長川口正志、副議長山本進章にかわり議長席に着く）

○議長（川口正志） 次に、三十二番山本進章議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

三十二番山本進章議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、山本進章議員の副議長辞職は許可することに決しました。

次に、山本進章議員のご挨拶があります。

◆三十二番（山本進章） （登壇）副議長辞任に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年の五月臨時県議会におきまして、多数の議員の皆様のご推挙を賜り、副議長に選出いただきました。以来今日まで、議員の皆様方の、温かいご指導、ご鞭撻を賜り、また知事はじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たすことができましたこと、厚く御礼申し上げます。簡単ではございますが、辞任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志） ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十四人であります。

次に、投票点検のため、

二番 池田慎久議員

十六番 西川 均議員

二十番 阪口 保議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

（立会人投票）

次に、一番亀田忠彦議員から、順次ご投票願います。

(各議員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十四人、投票総数四十四票、符合しております。

開票します。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数四十四票、有効投票四十四票、白票〇票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

小泉米造議員 二十一票

藤野良次議員 十八票

今井光子議員 五票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、小泉米造議員が副議長に当選されました。

これをもって副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の小泉米造議員から就任のご挨拶があります。

◆三十九番(小泉米造) (登壇) 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、多数の議員の皆様のご支援により、副議長に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。

この上は、微力ではございますが、議長の補佐役として、奈良県政の進展のために全力で任務に精励してまいる所存でございます。何とぞ皆様の格別のご指導とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。(拍手)

○議長(川口正志) しばらく休憩します。

△午後五時十九分休憩

△午後八時二十八分再開

○議長(川口正志) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

特別委員会の委員の辞職及び同選任を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員並びに特別委員会の委員長及び副委員長から、それぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、私、四十四番川口正志が南部・東部地域振興対策特別委員会委員の辞職願を提出しましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

私、四十四番川口正志の委員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により、指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配付の委員会名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

常任委員会及び議会運営委員会委員名簿

委員会名

委員長
副委員長
委員

総務警察委員会

奥山博康
山本進章
亀田忠彦
松本宗弘
中野雅史
山村幸穂

猪奥美里
川田 裕
荻田義雄

厚生委員会

西川 均
小林照代
山中益敏
米田忠則
秋本登志嗣
梶川虔二

中川 崇
出口武男
小泉米造

経済労働委員会

松尾勇臣
川口延良
池田慎久
安井宏一
中村 昭

藤野良次
和田恵治
今井光子

建設委員会
乾 浩之
田尻 匠
井岡正徳
清水 勉
太田 敦
川口正志

大国正博
岩田国夫
国中憲治

文教くらし委員会
宮本次郎
田中惟允
佐藤光紀
岡 史朗
上田 悟
粒谷友示

森山賀文
阪口 保
新谷紘一

議会運営委員会
荻田義雄
和田恵治
亀田忠彦
川田 裕
国中憲治

池田慎久
大国正博
粒谷友示

猪奥美里
宮本次郎

特別委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

エネルギー政策推進特別委員会

上田 悟

佐藤光紀

観光振興対策特別委員会

松本宗弘

和田恵治

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会

粒谷友示

梶川虔二

病院を核としたまちづくり推進特別委員会

山村幸穂

中川 崇

南部・東部地域振興対策特別委員会

秋本登志嗣

亀田忠彦

中村 昭

○議長（川口正志） 次に、議会運営委員会の閉会中の審査事件についてお諮りします。

このことについては、お手元に配付しております審査事件案のとおり、議会運営委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまでとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

議会運営委員会の閉会中審査事件（案）

- 一 議会の運営に関する事項について
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 三 議長の諮問に関する事項について

○議長（川口正志） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

△財第六十八号

平成二十八年六月二十一日

奈良県議会議長殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第七六号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

△議第七十六号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成二十八年六月二十一日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

川口延良 清水 勉

○議長（川口正志） 次に、平成二十八年度議案、議第七十六号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

（被選任予定者退場）

平成二十八年度議案、議第七十六号「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

（被選任者入室着席）

○議長（川口正志） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決します。

△議員派遣の件

平成二十八年六月二十一日

次のとおり議員を派遣します。

一 第十回紀伊半島三県議会交流会議

（一）目的

和歌山県・三重県・奈良県の三県に共通する「紀伊半島振興地域に係る諸課題」について意見交換を行うとともに、当該振興地域に関係する三県議会議員の交流を深めることを目的とする。

（二）場所

オーベルジュ・ド・ぷれざんす桜井

桜井市大字高家二二一七
奈良県立万葉文化館
高市郡明日香村飛鳥一〇

(三) 期間

平成二十八年七月二十九日（金）

(四) 参加者

小泉米造	田中惟允	松尾勇臣	太田 敦
山本進章	国中憲治	秋本登志嗣	中村 昭
川口正志			

二 ハンセン病療養所（奈良県人会）訪問

(一) 目的

ハンセン病療養所（奈良県人会）を訪問し、療養されている方と面談する中で、心労をねぎらい本県の近況紹介、意見交換などを通じて、今後の幸せな生活の享受に資する。

(二) 場所

国立療養所 長島愛生園
岡山県瀬戸内市邑久町虫明六五三九
国立療養所 邑久光明園
岡山県瀬戸内市邑久町虫明六二五三

(三) 期間

平成二十八年八月一日（月）

(四) 参加者

西川 均

三 近畿六府県議員交流フォーラム

(一) 目的

近畿圏における府県議会の共通課題について、近畿六府県の議員が意見交換を行い、もって府県議会議員の連携・交流を推進することを目的とする。

(二) 場所

大阪府議会
大阪市中央区大手前二丁目

(三) 期間

平成二十八年八月二十四日（水）

(四) 参加者

小泉米造	猪奥美里	川口延良	佐藤光紀
大国正博	和田恵治	新谷紘一	秋本登志嗣
今井光子	川口正志		

四 近畿二府八県議会議長会議

(一) 目的

加盟府県（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県、福井県、徳島県、鳥取県）相互の情報を交換し、緊密なる連絡協調の下に、円滑な議会運営と地方行政の推進を図ることを目的とする。

(二) 場所

兵庫県立淡路夢舞台国際会議場

兵庫県淡路市夢舞台一番地

(三) 期間

平成二十八年八月三十一日（水）

(四) 参加者

小泉米造

○議長（川口正志） 以上をもって今期議会に付議されました議案は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（川口正志） これをもって、平成二十八年六月第三百二十四回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（川口正志） （登壇）六月定例県議会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

六月八日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案をはじめ、県政の諸課題を終始熱心に調査、審議いただき、議案はすべて滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

ここに議員各位のご精励とご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に、心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

本格的な暑さに向かいます折から、皆様におかれましては、十分ご自愛いただき、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚くお礼申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議をはじめ、各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重させていただき、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたいと存じます。

なお、このたびの県議会におきましては、正副議長をはじめ、委員会の正副委員長、委員などの選任を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存じます。

議員各位におかれましては、今後とも、県勢発展のため、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△午後八時三十六分閉会

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	川口正志
同 副議長	小泉米造
署名議員	西川 均
署名議員	小林照代
署名議員	清水 勉